

確定申告時の注意事項、控除関係についてのお知らせ

確定申告書第2表の記載について

町県民税の税額は、「確定申告書」に記載された所得金額やその他の事項を基に計算します。確定申告書に記載がないと、正しい税額の計算ができない場合がありますので、該当する事項がある場合は必ず記入してください。

○配偶者や親族に関する事項 (22~24, 36, 46)										○住民税・事業税に関する事項									
姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	住民税	住民税	住民税	住民税	住民税	住民税	住民税	住民税	住民税	住民税

①

② ④

⑤

⑥

【主な記載事項】

①配偶者、扶養親族は重複しての申告ができません。

配偶者や扶養親族を申告する際は、他の扶養者と控除が重複しないようにしてください。

確定申告に限らず、年末調整や公的年金等の受給者の扶養親族等申告書で扶養を申告する際も同様のため、ご注意ください。

ご家族等で相談のうえ、申告する方を決めてください。

②居住者が特定親族を有する場合には、その特定親族1人につき、その居住者の総所得金額等から、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。**②の欄には控除額を記入してください。**

③④同一生計配偶者（控除対象配偶者として申告している場合を除く。）がいる場合は、氏名等を記入し、「住民税」欄の「同一」に○をします。

16歳未満の扶養親族がいる場合は、氏名等を記入し、「住民税」欄の「16」に○をします。

⑤上場株式などの配当所得や譲渡所得を申告し、その所得からすでに町民税・県民税が特別徴収されている場合は、「配当割額控除額」は配当所得から、「株式等譲渡所得割額控除額」は譲渡所得から、それぞれ特別徴収された町民税・県民税額を記入します。

⑥該当する区分に金額を記入します（ふるさと納税は「都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）」に金額を記入します。）。

※ふるさと納税（ワンストップ特例制度）を利用した人が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例を受けることができません。また、5団体を超える自治体にふるさと納税を利用した人も、ワンストップ特例を受けることができず、確定申告をする必要がありますので、ご注意ください。

確定申告を行う際は、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めたうえで申告してください。

問 税務課 ☎内線253

医療費控除、社会保険料控除に使える証明書の発送時期について

国民健康保険と後期高齢者医療制度における医療費通知、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料における納付済額のお知らせを発送する時期は右表のとおりです。

なお、確定申告等の際に各種控除の手続で使用することができます。発送予定日を過ぎても医療費通知が届かない場合は、下記担当までご連絡ください。

問①・③町民課 ☎内線274・275 ④町民課 ☎内線275

⑤福祉課 ☎内線315

②神奈川県後期高齢者医療広域連合 ☎045(440)6700

医療費控除	医療費通知	証明月		発送予定	
		①国保			
		令和7年1月～11月診療分	令和8年1月末頃		
社会保険料控除	納付済額のお知らせ	②後期		令和8年2月末頃	
		令和7年1月～11月診療分	令和8年2月中旬		
		令和7年12月診療分	令和8年3月中旬		
社会保険料控除	納付済額のお知らせ	③国保	令和7年1月～	令和8年3月末頃	
		④後期	12月支払い分		
		⑤介護	令和7年12月支払い分		

おむつ代が医療費控除されます

▶対象者

6か月以上寝たきりの状態で、常時紙おむつの使用が必要と認められた方

▶申告に必要な書類

①医療機関が発行する「おむつ使用証明書」

なお、要介護認定主治医意見書において、「障害者高齢者の日常生活自立度」がB1以上であり、かつ、「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること又は、尿失禁が確認できる場合、「おむつ証明書」に代わり、町高齢福祉係で交付する「内容確認証明書」で代用することができます。

②「医療費控除の明細書」

問①福祉課 ☎内線315 ②税務課 ☎内線253

寝たきり高齢者等の障害者控除対象者認定書の発行

障害者手帳をお持ちでない要介護認定を受けている65歳以上の方で、寝たきりや認知症により障がい者等に準ずると認められた方に発行します。確定申告等の際に提出すると障害者控除を受けることができます。

▶対象者

要介護2以上で要介護認定主治医意見書により、町が知的障害者及び身体障害者に準ずると認めた方（状態確認が必要となりますので、事前にお問い合わせください）。



問福祉課 ☎内線315